

秋が深まってきました。
 3日 文化の日, 7日 立冬, 15日 七五三, 22日 小雪,
 23日 勤労感謝の日

1. November ご案内 改正情報

年末調整の準備の時期になってきました。各生命保険会社から控除証明書が届いています。日本年金機構からは「国民年金保険料控除証明書」も届きます。これも年末調整の際、添付しなければなりません。個人番号についても収集し管理をしっかりとゆきますが、年末調整の際、勤務先に届出が済んでいて、勤務先が税務署にいつでも要請があれば報告できるようになっていれば、扶養申告書の番号欄は記入しなくとも良いというようになっています（本人の「届出済み番号と相違ない）確認が必要」。



可児市の「子守(こまもり)神社」

☆ 現在の保険料率 ※ (労使折半料率) **健康保険 49.85 (愛知) / 1000**、**介護保険 7.9 / 1000**
厚生年金保険 90.91 / 1000 **雇用保険 4 / 1000** (建設業 5 / 1000)

2. 名言名句

**「脱皮できない蛇は減じる。
 その意見を取り替えていくことを妨げられた精神たちも同様だ。それは精神ではなくなる。」**

ニーチェ (ドイツの哲学者、古典文献学者 / 1844~1900)

3. 法改正等ワンポイント

① 育児介護休業法改定の規定例

H29.1.1 育児介護休業法の改正が近づく中、各地区の労働局のHPで独自に規定例を掲載始めています。年内に規定の改定に取り組む事業所も多いと思います。就業規則の改定で、助成金の関係で条文追加も含めて変更するケースもあると思います。就業規則本体ではなく、別規程として細かく規定している場合には別規程の変更で良いと考えますが、労働基準監督署への届出は必要です。厚生労働省での情報→
http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_h28_08_01.pdf

② 「労働時間管理」をめぐる役員の責任と求められる対応

肥後銀行の行員だった男性が過労からうつ病を発症し、投身自殺をした事件で、男性の妻が銀行を訴え、熊本地裁は、銀行が注意義務を怠り、行き過ぎた長時間労働をさせたと認定し、**慰謝料など 1 億 2,886 万円の支払い**を命じました (2014 年 10 月)。同事件では、労働基準監督署が発症直前の**時間外労働時間が(直前 4 カ月間)月 113~207 時間**に及んでいたと認定していました。そして今年 9 月、この妻が、銀行の株主としての立場で、当時の役員ら 11 人に対し、過労死を防ぐ体制づくりを怠り銀行に損害を与えたとして、約 2 億 6,400 万円の損害金の支払いを求める**株主代表訴訟**を提起しました。

株主代表訴訟で追及される役員の責任とは？

役員は、会社に対し忠実義務を負っており (会社法 355 条等)、違反すると任務懈怠責任 (会社法 423 条 1 項) を負います。株主代表訴訟では、役員の任務懈怠により会社が損害を被ったとして責任追及がなされますが、過労死や過労自殺について任務懈怠責任を問う**株主代表訴訟は初めて**とのことです。

過労死・過労自殺で役員個人の責任を認めるケースが相次ぐ

従業員の過労自殺について役員個人の責任を認めた事件として有名なのが、2011 年 5 月の大庄 (日本

海庄や) 事件における大阪高裁判決です。同事件は、役員の第三者に対する損害賠償責任を定める会社法429条1項の規定が、過労死・過労自殺の事案でも適用されることを明らかにしました。

2015年12月に和解が成立したワタミ過労自殺訴訟でも、原告側によれば、和解条項で、創業者について「最も重大な損害賠償責任を負う」ことを確認しています。経営者による長時間労働の放置は、厳しい責任追及の対象となり得ると言えます。

<事務所のおすすめ>一般財団法人「あんしん財団」会員制度(ケガの補償・福利厚生・労災防止補助)

過重労働防止、労災事故がないこと、未然に防ぐことが最重要です。万が一の時の備え、月々2000円/人で加入できます。ケガの補償が**業務上業務外問わず補償**され、自動付帯で**「使用者賠償責任保険制度」があり、3億円/1加入者・1事故あたり10億円(上限)**となっており、万が一の備えに安心です。

4. 統計・情報

① 電通の新入社員の過労自殺が労災認定された問題で、東京労働局が電通本社に抜き打ちの立入り調査を行ったことがわかった。また、地方の主要子会社(複数)でも同様の調査を実施。グループ全体で違法な長時間労働が常態化していなかったかを調べる方針で、悪質性の高い違反が見つかった場合は労働基準法違反容疑での書類送検も行う考え。(10月19日)

② 厚生労働省は、過労死等防止対策推進法に基づいた「過労死等防止対策白書」を初めてまとめた。**1カ月の残業時間が労災認定の目安である80時間(いわゆる過労死ライン)を超えた正社員がいる企業は約22%だった。**業種別では「情報通信業」「学術研究、専門・技術サービス業」では40%を超えた。(10月7日)

③ 自民党税制調査会が2017年度税制改正に向けた議論を開始し、配偶者控除について、年収要件を現在の「103万円以下」から**「150万円以下」などに引き上げる案**を検討することがわかった。パート従業員の労働時間を増やすねらい。なお、配偶者控除を廃止する案は見送ることとなった。(10月19日)

④ 厚生労働省は、**就職後3年以内に離職した大卒者(2013年3月卒業)の割合が31.9%**(前年比0.4ポイント低下)だったと発表した。30%台は4年連続。業種別では、「宿泊・飲食サービス業」が50.5%で最も高かった。また、従業員5人未満の小規模企業で59%と高くなっている。高卒者については40.9%(前同0.9ポイント増)だった。



特急「ひだ号」(名古屋駅にて撮影)
映画「君の名は。」で登場!しました

⑤ 総務省は、2015年「国勢調査人口等基本集計結果」を公表した。2015年10月1日現在の総人口は、**1億2,709万5,000人**。前回(2010年)調査から96万3,000人の減少(0.8%減)。1920年の調査開始以来、初めての減少。総人口に占める**65歳以上人口の割合は26.6%**(前回23.0%)で、**調査開始以来最高**。(10月26日)

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

五輪問題や豊洲市場問題などで忙しい小池東京都知事ですが、話やコメントの中でやたら「カタカナ」が多く、それは英語が多いと思いますが、普段使う日本語の方が解りやすい言葉が多いように思います。小職の20年以上前の話ですが、前職で外国人と一緒に仕事をしていた関係で英語は必須で、日本人同士の会議でもカタカナ英語は随分ありましたが、無理矢理な?カタカナ英語はなかったです。最近でこそ普通になりましたが「スキーム」(枠組みを持った計画)なんかは出始めの頃、違和感を覚えました。(今は普通?であれば、これは慣れの問題?)。でも以下の小池知事の言葉がスーッと入ってくる方は、どれくらいいるのでしょうか。皆さんはいかがですか?

「ワイス・スペンディング(賢い支出)という言葉がありますが、豊かな税収を背景に、税金の有効活用の観点損なわれることがあってはなりません。そのためにも、セーフシティ(安心安全な街)、**ダイバーシティ(直訳では多様性)**(老若男女、健常者と障がい者の区別なく暮らせる街)、**スマートシティ**(利ざやで賢く儲けて発展する街)の3つのシティを実現し、(中略)**サステナブル(持続可能)**な東京を実現する。・・(中略)東京大会を**スプリングボード(きっかけ)**に都民生活や企業活動の「新たな常識」をつくり出す。・・」

原稿を見ていればまだ良いですが、**聞いているだけですと超難解**です。専門家として小職は、年金や労務の専門用語をいかにご理解いただくか考えて説明するよう努めています。反面教師としたいところです。ちなみに、「**反面教師**」は、元々は日本の言葉でなく「中国の毛沢東が使った言葉」だそうです。う~む、言葉の意味を知っている方がやはり良いのかもかもしれません。(S)